

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する
法律施行規則案について

(平成27年3月6日公布：文部科学省、環境省令第1号)

平成27年3月
環境省自然環境局
文化庁文化財部

1 趣旨

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成26年法律第85号。以下「法」という。)の施行に伴い、法において環境省令・文部科学省令において定めることとされている、自然環境トラスト活動を行う者及び活動に関する規定、自然環境トラスト活動を行う際にあらかじめ協議を要する公共施設等などについて規定するものである。

2 内容

「自然環境トラスト活動」を行う者の規定

「自然環境トラスト活動」を行う者として、法第2条第2項各号列記以外の部分の「一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人に準ずる者」を、法人(一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)であって、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とするもの、と規定する。

土地を取得すること以外の自然環境トラスト活動の規定

土地(その土地の定着物を含む。以下においても同じ。)を取得すること以外の自然環境トラスト活動として、次の活動を規定する。

自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として、土地の地上権、地役権、賃借権その他の使用を目的とする権利を取得すること

自然環境トラスト活動により土地又は上記 に掲げる権利を取得した土地における土地の維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズムその他の自然環境の保全及び持続可能な利用を推進するための活動

自然環境トラスト活動を行う区域においてあらかじめ協議を要する公共施設等及び協議先となる当該施設等を管理する者の規定

地方公共団体が地域計画を作成しようとする場合において、自然環境トラス

ト活動を行う区域に設置又は設置することが予定されている土地が含まれる場合に、あらかじめその管理者等に対して協議を要する公共施設等を次のとおり規定する。

土地収用法第3条第1号から第3号の3まで、第10号から第11号まで、第32号（都市公園法第2条第1項に規定される都市公園に限る）及び第34号に掲げる施設（これらの施設に関する事業のために欠くことができない土地収用法第3条第35号に規定する施設を含む。）

林道及びこれと一体的に管理される木材集積場

また、協議先となる者は、既に施設が設置されている場合にあっては当該施設を管理する者を、今後設置することが予定されている場合にあっては、当該施設（上記のうち土地収用法第3条第11号若しくは第34号及び上記を除く。）に関係する区域の指定者、管理者等を規定する。

協議会が組織されていない場合に協議を要する者の規定

地方公共団体が地域計画を作成しようとするとき、協議会が組織されていない場合に、当該地域計画に記載しようとする事項について協議をしなければならない者を次のとおり規定する。

土地の所有者等

関係事業者、関係行政機関その他都道府県又は市町村が必要と認める者

3 施行期日

法の施行期日（平成27年4月1日）